登園許可証明書(医師が記入)について

こども園においては、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲のお子さん達へ うつすおそれがありますので、登園を遠慮していただいております。

医師の診断および治療を受けられ、病気が治癒し、または他の園児にうつすおそれがなくなりましたら医師により下記の「登園許可証明書」に記入してもらい、園へ提出して、お子さんを登園させるようにしてください。

*「登園許可証明書」の発行にあたり、病(医)院によっては、文書料として有料となる場合があります。

<登園許可証明書が必要な感染症>

インフルエンザ、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、水痘(水ぼうそう)、百日咳、麻疹(はしか)、風疹、咽頭結膜熱(プール熱)、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、結核

専門医様

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場である為、感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、上記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での生活が可能な状態となってから の登園であるようにご配慮ください。

登園許可証明書							
<u>なのはなこども園園長様</u> <u>児童氏名</u>							
診断名「					J		
平成	年	月	日から症状も回復し、タ	集団生活に	支障がな	い状態に	
なったので	で登園可能	もと判断し	ンます 。	<u>平成</u>	年	月	E
			医療機関名				

ΕIJ

医師名